

宇治市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年12月27日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

堀明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和4年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。

市有地貸付料収入状況（管財課）

委託料支出状況（建設総務課）

中学校施設使用料収入状況（教育総務課）

源氏物語ミュージアム使用料収入状況（博物館管理課）

複写機使用料収入状況（中央図書館）

図書館資料提供費支出状況（中央図書館）

第3 監査の着眼点

令和4年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和6年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和6年9月2日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年10月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり一部に定期監査における指摘事項について措置が講じられていない所属が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見受けられなかった所属については、次回定期監査においても指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 総務・市民協働部管財課

(1) 市有地貸付料収入状況について

令和4年度の定期監査において、市有地貸付料について調定の遅れが見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

2 建設部建設総務課

(1) 委託料支出状況について

令和4年度の定期監査において、一部の業務委託について、業務完了検査の遅れが見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

3 教育部教育総務課

(1) 中学校施設使用料収入状況について

令和4年度の定期監査において、中学校施設使用料収入について、条例等の規定に基づく処理がされていないと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、事務処理手続きについて一部改善が見られたものの、使用料の納付時期や申請受付期間について、規則に基づく処理がされていない状況が見受けられた。

適正な事務の執行について、早急に改善を図られるよう求める。

4 教育部博物館管理課

(1) 源氏物語ミュージアム使用料収入状況について

令和4年度の定期監査において、源氏物語ミュージアム観覧料の減免の決定について、事務決裁規程に基づかない専決が見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

5 教育委員会中央図書館

(1) 複写機使用料収入状況について

令和4年度の定期監査において、前回と同様、複写機使用料の調定及び入金遅れ、また現金保管上の不備も見受けられたと指摘し、適正な事務の執行を強く求めた。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが

確認できた。

(2) 図書館資料提供費支出状況について

令和 4 年度の定期監査において、前回と同様、支出負担行為の遅れが見受けられ、また納品図書を検収の遅れも見受けられたと指摘し、適正な事務の執行を強く求めた。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。